

## 公立大学法人会津大学職員懲戒規程

(平成18年 4月 1日規程第47号)

改正 平成19年 2月26日規程第81号

改正 平成29年 2月22日規程第26号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次の各号によるものとする。

- (1) 戒 告 将来を戒める。
- (2) 減 給 1年以内の期間を定めて給与を減額する。この場合において、減給1回の額は平均賃金の1日分の半額を超えないものとし、減給総額は一給与支払期間における給与の10分の1を超えないものとする。
- (3) 停 職 1年以内を限度として出勤を停止し、その身分を保有するが職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

### (懲戒の手続)

第3条 懲戒は、職員に、別紙様式による辞令及び処分説明書（以下「辞令等」という。）を交付して行う。

- 2 前項の辞令等の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに辞令等の交付があったものとみなす。

### (減給の方法)

第4条 減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

- 2 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

### (期間の計算)

第5条 停職の期間の計算は、暦日計算による。

- 2 前項の期間の起算は、処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

### (調査の依頼)

第6条 理事長は、職員のうち教員（教授、准教授、講師、助教及び助手である職員をいう。以下同じ。）について、就業規則第38条第1項各号に定める懲戒の事由（本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、その都度、

会津大学においては会津大学学内運営組織等に関する規程第2条第2項に規定する部局長、会津大学短期大学部においては会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則第2条第2項に規定する部科長（以下「部局長等」という。）などで構成する懲戒調査委員会を設け、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行わせるものとする。

- 2 部局長等は、当該所属の教員について、懲戒事由のいずれかが存在すると思料する場合には、前項の懲戒調査委員会の設置を理事長に申し出ることができる。この場合には、理事長は、前項の懲戒調査委員会を設け、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行わせることができる。
- 3 前2項の定めにかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合には、理事長は、懲戒調査委員会による調査を経ることなく、次条第2項の審査を直ちに付議することができる。

#### （審査の付議）

第7条 前条第1項又は第2項の調査を行った懲戒調査委員会は、遅滞なくその結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項によって報告を受けた調査の結果に基づき、当該教員に対して懲戒処分を行うことが適当であると思料する場合には、会津大学においては会津大学学内運営組織等に関する規程第18条に規定する部局長会議、会津大学短期大学部においては会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則第15条に規定する部科長会議（以下「部局長会議等」という。）に、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。
- 3 前項の付議を受けた場合、部局長会議等は、速やかに審査を開始するものとする。

#### （弁明の機会の付与）

第8条 部局長会議等は、前条第3項の審査に際して、調査の対象となる教員に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

#### （参考人の招致）

第9条 部局長会議等は、第7条第3項の審査に際して必要があると認める場合は、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

#### （部局長会議等による決定及び報告）

第10条 部局長会議等は、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する。

- 2 前項の決定を行うにあたっては、構成員の3分の2以上が出席していなければならない。
- 3 第1項の決定は、出席した構成員の3分の2以上の賛成によって行う。
- 4 部局長会議等は、第1項に定める決定をした場合には、遅滞なく役員会に付議しなければならない。

#### （懲戒処分の発令）

第11条 理事長は、教員及び教員以外の職員について、役員会で懲戒処分の内容が決定された場合には、当該内容に基づいて、当該職員に対する辞令等を交付する。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、役員会に準用するものとする。

(雑則)

第12条 この規程のほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行日前の行為に対する経過措置)

2 この規程の施行日の前日以前における職員の行為が、就業規則第38条に定める懲戒の事由に該当するときは、当該行為に対して就業規則第39条に定める種類に応じた懲戒に処することができる。

(施行日前の懲戒の効果に関する経過措置)

3 この規程の施行日の前日以前において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分とされた者で、その処分の種類及び程度（以下「種類等」という。）の効果が施行日以降においても及ぶ懲戒処分とされたものについては、当該処分の種類等を就業規則第39条に定める懲戒の種類とみなし、特に発令がされない限り、なお、従前の懲戒処分の種類等の効力を維持するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式(第3条関係)

辞 令

(身分名)	(氏名)
(勤務場所)	
(処分の内容)	
<p>年 月 日</p> <p>公立大学法人会津大学 理事長 ○○ ○○</p>	

処分説明書

処 分 説 明 書

1 処分者  
職 名  
氏 名

2 被処分者  
氏 名  
所 属  
職 名

3 処分の時期

4 処分の根拠

5 処分の種類

6 処分の理由

(教示)